

社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成29年6月27日
規程2-15号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
 - (2) 監事
 - (3) 評議員
- (費用弁償)

第3条 前条の規定に掲げる役員等の費用弁償の額は、2,000円とし、会議に出席した場合には支給する。ただし、東かがわ市の役職員等については、これを支給しない。

(報酬)

第4条 報酬は、第2条第1号及び第2号に掲げる役員等に支給するものとする。

(1) 理事

理事が会長の命を受けて理事会及び評議員会以外の日において、法人業務に従事したときは、別表に定める報酬を支給する。ただし、東かがわ市の役職員等については、これを支給しない。

(2) 監事

監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人業務に従事したとき及び法人の指導監査への立会、運営状況の指導又は監査業務にあたった場合は、別表に定める報酬を支給する。

(支給方法)

第5条 費用弁償及び報酬は、その都度支給するものとし、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除した額を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程に定める旅費等を支給することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年6月27日より施行する。

別表

| | | 報酬額 |
|-----|----------|--------|
| 報酬額 | 1日 4時間以内 | 4,000円 |
| | 1日 4時間以上 | 8,000円 |